

# 平成18年度沖縄県人事行政の運営等の状況

平19年 9 月

沖 縄 県

# 目 次

第 1 趣旨	1
第 2 人事行政の運営の状況	
1 職員の任免及び職員数に関する状況	
(1) 職員の採用の状況	2
(2) 再任用職員の採用の状況	2
(3) 退職の状況	2
(4) 職員数の状況	3
2 職員の給与の状況	
1 総括	
(1) 人件費の状況（普通会計決算）	4
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）	4
(3) 特記事項	4
(4) ラスパイレス指数の状況	4
(5) 給与改定の状況	4
2 職員の平均給与月額、初任給等の状況	
(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況	5
(2) 職員の初任給の状況	6
(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況	6
3 一般行政職の級別職員数の状況	
(1) 一般行政職の級別職員数の状況	6
(2) 昇給期間短縮の状況	7
4 職員の手当の状況	
(1) 期末手当・勤勉手当	8
(2) 退職手当	8
(3) 地域手当	8
(4) 特殊勤務手当	9
(5) 時間外勤務手当	16
(6) その他の手当	17
5 特別職の報酬等の状況	20
6 公営企業職員の状況	
(1) 水道事業	20
(2) 工業用水道事業	24
(3) 病院事業	29
3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	
(1) 勤務時間の状況	33
(2) 年次休暇の状況	34
(3) 特別休暇等の状況	34
4 職員の分限処分及び懲戒処分の状況	
(1) 分限処分の状況	35
(2) 懲戒処分の状況	36
5 職員のサービスの状況	
営利企業等の従事許可の状況	36
6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況	
(1) 研修の状況	36
(2) 勤務成績の評定の状況	37
7 職員の福祉及び利益の保護の状況	
(1) 厚生制度の状況	37
(2) 公務災害補償の状況	38

第3 人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 採用試験の実施状況	38
ア 上級試験	38
イ 中級試験	39
ウ 初級試験	39
エ 警察官試験	39
オ 身体障害者を対象とした採用選考試験	39
カ 採用試験の実施日程	39
(2) 採用選考の状況	40
(3) 昇任試験の実施状況	40
(4) 昇任選考の状況	41
2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	42
3 勤務条件に関する措置の要求の状況	44
4 不利益処分に関する不服申立ての状況	45

# 平成18年度沖縄県人事行政の運営等の状況

## 第1 趣旨

任命権者が報告した平成18年度における職員の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定並びに福祉及び利益の保護等人事行政の運営の状況並びに人事委員会が報告した平成18年度における業務の状況について、沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年沖縄県条例第4号）第6条の規定により公表するものである。

地方公務員法（抜粋）

（人事行政の運営等の状況の公表）

第58条の2 任命権者は、条例で定めるところにより、毎年、地方公共団体の長に対し、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定並びに福祉及び利益の保護等人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

2 人事委員会又は公平委員会は、条例で定めるところにより、毎年、地方公共団体の長に対し、業務の状況を報告しなければならない。

3 地方公共団体の長は、前2項の規定による報告を受けたときは、条例で定めるところにより、毎年、第1項の規定による報告を取りまとめ、その概要及び前項の規定による報告を公表しなければならない。

沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

（公表）

第6条 知事は、第2条及び第4条の規定による報告を受けたときは、毎年9月末日までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び第4条の規定による報告を公表しなければならない。

2 前項の公表は、次に掲げる方法により行う。

(1) 県公報に掲載する方法

(2) インターネットを利用して閲覧に供する方法

## 第2 人事行政の運営の状況

### 1 職員の任免及び職員数に関する状況

#### (1) 職員の採用の状況

職員の任用に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第3号）に基づき、任命権者が採用した職員数の状況である。

#### 職員の採用の状況（平成18年度）

（単位：人）

区 分	試 験 の 種 類			選 考	合 計
	上級試験	中級試験	初級試験		
一般行政職	44	12	3	42	101
事務職	31	12	3	24	70
技術職	13	0	0	18	31
警 察 職	48	0	51	9	108
教 育 職	0	0	0	302	302
企 業 職	2	0	0	139	141
現 業 職	0	0	0	0	0

備考 表中区分の欄に掲げる用語の意義は、次のとおりである（以下(2)及び(3)において同じ。）。

- (1) 一般行政職 (2)から(5)までに掲げる職員以外の職員
- (2) 警察職 公安職給料表が適用される職員
- (3) 教育職 教育職給料表が適用される職員
- (4) 企業職 沖縄県企業職員
- (5) 現業職 現業職給料表が適用される職員

#### (2) 再任用職員の採用の状況

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定に基づき、任命権者が再任用した職員数の状況である。ただし、再任用職員の再任用期間を更新した場合にも、採用として数に計上している。

#### 再任用職員の採用の状況（平成18年度）

（単位：人）

区 分	常時勤務	短時間勤務	合 計
一般行政職	4	20	24
事務職	2	10	12
技術職	2	10	12
警 察 職	0	0	0
教 育 職	12	0	12
企 業 職	1	4	5
現 業 職	2	2	4

#### (3) 退職の状況

職員の退職等の状況である。

#### 退職の状況（平成18年度）

（単位：人）

区 分	定年退職	勸奨退職	そ の 他						合 計
			普 通 退 職	分 限 免 職	懲 戒 免 職	失 職	死 亡 退 職	任 期 了	
一般行政職	97	46	56	0	0	0	4	15	218
警 察 職	9	60	11	0	1	0	2	0	83

教育職	202	160	56	2	2	0	4	4	430
企業職	10	27	113	0	0	0	2	0	152
現業職	10	7	1	0	0	0	3	3	24

備考 表中に掲げる用語の意義は、次のとおりである。

- (1) 定年退職 地方公務員法第28条の2第1項の規定による退職及び同法第28条の3第1項の規定による勤務延長後の退職
- (2) 勸奨退職 任命権者が行う退職勸奨に応じた退職
- (3) 普通退職 自己都合による退職
- (4) 分限免職 地方公務員法第28条第1項の規定による免職
- (5) 懲戒免職 地方公務員法第29条の規定による免職
- (6) 失職 地方公務員法第28条第4項の規定による失職
- (7) 任期満了 定められた任期が満了したことによる退職

#### (4) 職員数の状況

各年4月1日現在の一般職に属する職員の部門別の状況である。

#### 職員数の状況

(各年4月1日現在。単位：人)

区分 部門		職員数			対前年増減数			平成18年度分の主な増減理由
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
一般行政部門	議会	43	42	42	2	1	0	事務の統廃合縮小等 北部合同庁舎管理業務の移管 事務の統廃合縮小等 事務の統廃合縮小等 事務の統廃合縮小等 事務の統廃合縮小等 事務の統廃合縮小等 事務の統廃合縮小等 事務の統廃合
	総務企画	808	806	800	18	2	6	
	税務	185	186	189	1	1	3	
	民生	499	483	478	11	16	5	
	衛生	660	653	634	7	7	19	
	労働	116	113	111	1	3	2	
	農林水産	1,118	1,095	1,075	7	23	20	
	商工	215	213	211	6	2	2	
	土木	848	841	836	11	7	5	
	小計	4,492 (7)	4,432 (21)	4,376 (21)	6 (0)	60 (14)	56 (0)	
特別行政部門	教育	14,010	13,950	13,798	73	60	152	児童生徒数の減に伴う減 法令基準の充足による増
	警察	2,744	2,789	2,823	125	45	34	
	小計	16,754 (1)	16,739 (0)	16,621 (0)	52 (1)	15 (1)	118 (0)	
	普通会計計	21,146 (8)	21,171 (21)	20,997 (21)	46 (1)	75 (13)	174 (0)	
公営企業等 会計部門	病院	2,275	2,284	2,252	5	9	32	看護職員の欠員 事務の民間等委託 一律削減 一律削減
	水道	321	311	302	8	10	9	
	下水道	97	94	92	3	3	2	
	その他	37	36	36	2	1	0	
	小計	2,730 (0)	2,725 (3)	2,682 (2)	2 (1)	5 (3)	43 (1)	
	合計	23,976 (8)	23,896 (24)	23,679 (23)	44 (0)	80 (16)	217 (1)	

備考1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含む。

2 再任用短時間勤務職員は括弧書とし、職員数の外書としている。

3 表中区分の欄に掲げる用語の意義は、次のとおりである。

- (1) 一般行政部門 (2)及び(3)に掲げる職員以外の職員
- (2) 特別行政部門 教育委員会の職員及び警察職員
- (3) 公営企業等会計部門 公営企業会計及び特別会計等に係る職員

4 各部門の小計欄及び合計欄の再任用短時間勤務職員の数については、前回の公表において一部集

計もれがあったため、今回これを訂正し記載している。

## 2 職員の給与の状況

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成18年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B ÷ A	(参考)平成17 年度の人件費率
平成18年度	人 1,387,518	千円 583,605,082	千円 1,971,796	千円 202,892,886	% 34.8	% 35.1

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

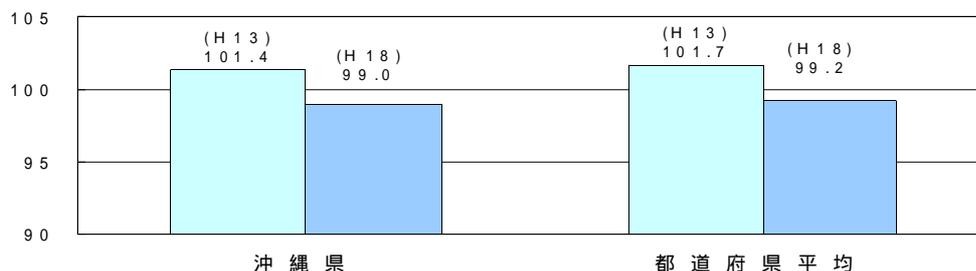
区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B ÷ A	(参考)都道 府県平均1人 当たりの給与 費
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
平成18年度	人 20,996	千円 96,339,451	千円 17,105,283	千円 37,977,744	千円 151,422,478	千円 7,212	千円 7,661

備考 1 表中「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 表中「職員数」は、平成18年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項 平成18年4月1日から平成22年3月31日までの期間、一般職員の管理職手当を15%減額している。なお、平成10年8月1日から平成18年3月31日までの期間は、管理職手当を10%減額していた。

#### (4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



備考 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

#### (5) 給与改定の状況

##### ア 月例給

区分	人 事 委 員 会 の 勧 告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
平成18年度	円 375,552	円 375,406	146円 (0.04%)	% 0	% 0	% 0

備考 表中「民間給与」及び「公務員給与」とは、人事委員会の勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

##### イ 特別給

区分	人 事 委 員 会 の 勧 告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の支 給月数 B	較差 A - B	勧告(改定 月数)		
平成18年度	月 4.18	月 4.45	月 0.27	月 0.00	月 4.45	月 4.45

備考 表中「民間の支給割合」とは民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」とは期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成18年4月1日現在）

#### ア 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
沖縄県	42.8歳	340,900円	389,731円	373,136円
国	40.4歳	328,477円	-	381,212円
都道府県平均	43.3歳	357,341円	440,094円	399,383円

#### イ 技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
沖縄県	46.5歳	322,800円	367,434円	353,291円
うち運転士	44.6歳	315,800円	367,273円	352,591円
うち用務員	50.2歳	340,700円	372,159円	365,690円
うち農業技術補佐員	40.6歳	290,800円	361,799円	334,986円
国	48.4歳	286,500円	-	318,595円
都道府県平均	47.5歳	340,420円	394,037円	372,201円
民間事業者平均	46.8歳	-	202,924円	-

#### ウ 高等（特殊・専修・各種）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
沖縄県	42.0歳	374,100円	427,128円
都道府県平均	44.1歳	404,811円	472,908円

#### エ 小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
沖縄県	42.7歳	378,100円	433,059円
都道府県平均	43.7歳	394,247円	456,303円

#### オ 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
沖縄県	39.9歳	338,900円	443,822円	370,502円
国	42.1歳	339,564円	-	384,665円
都道府県平均	41.0歳	352,192円	500,157円	397,685円

備考 1 表中「平均給料月額」とは、平成18年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均

である。

2 表中「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には、時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

**(2) 職員の初任給の状況（平成18年4月1日現在）**

区 分		沖縄県	国
一 般 行 政 職	大学卒	170,200円	170,200円
	高校卒	138,400円	138,400円
技 能 労 務 職	高校卒	135,600円	-
	中学卒	127,700円	-
高等学校教育職	大学卒	190,500円	-
	高校卒	147,000円	-
小・中学校教育職	大学卒	190,500円	-
	高校卒	147,000円	-
警 察 職	大学卒	185,300円	185,300円
	高校卒	156,200円	156,200円

**(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成18年4月1日現在）**

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一 般 行 政 職	大学卒	269,280円	336,198円	382,306円
	高校卒	218,039円	270,886円	337,644円
技 能 労 務 職	高校卒	- 円	258,062円	293,780円
	中学卒	220,960円	258,571円	293,988円
高等学校教育職	大学卒	314,319円	376,804円	408,430円
	高校卒	- 円	- 円	- 円
小・中学校教育職	大学卒	306,655円	373,105円	404,126円
	高校卒	- 円	- 円	- 円
警 察 職	大学卒	293,938円	332,340円	385,275円
	高校卒	252,738円	295,558円	344,000円

備考 表中「経験年数」とは、職員が職員として同種の職務に在職した年数をいう。なお、卒業後直ちに県に採用され、引き続き勤務している職員の経験年数は、採用後の在職年数をいう。

**3 一般行政職の級別職員数等の状況**

**(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成18年4月1日現在）**

**ア 級別職員の数等**

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
-----	----------	-----	-----



	職員数 A	人 19,881	人 4,763	人 465	人 4,581	人 7,551	人 2,521
平成17年度	普通昇給期間 (12月から24月 まで)を短縮し て昇給した職員 数 B	人 3,192	人 987	人 102	人 481	人 1,007	人 615
	比率 B ÷ A	% 16.1	% 20.7	% 21.9	% 10.5	% 13.3	% 24.4

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

沖縄県		国	
1人当たり平均支給額(平成18年度) 1,710千円		-	
(平成18年度支給割合) 期末手当 3.00月分 (1.60)月分	勤勉手当 1.45月分 (0.75)月分	(平成18年度支給割合) 期末手当 3.00月分 (1.60)月分	勤勉手当 1.45月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%から20%まで 管理職加算 10%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%から20%まで 管理職加算 10%から25%まで	

備考 ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

##### (2) 退職手当(平成18年4月1日現在)

沖縄県			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%から20%までの割合の額を加算) (退職時特別昇給 無)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%から20%までの割合の額を加算) (退職時特別昇給 無)		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
6,878千円		27,236千円			

備考 退職手当の1人当たり平均支給額は平成18年度に退職した職員に支給された平均額である。

##### (3) 地域手当(平成18年4月1日現在)

支給実績(平成18年度決算)		66,805千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)		467,168円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度(支給率)
東京都特別区	37人	13%	13%
大阪市	5人	11%	11%
名古屋市	1人	11%	11%
福岡市	1人	7%	7%
上記地域の異動保障	67人	異動前の支給率の	異動前の支給率の100

		90% (1年間)	%から80%まで(2年間)
医師・歯科医師	32人	11%	11%
県内全市町村	20,853人	0%	0%
平均支給率		0%	0%

備考 「国の制度(支給率)」の欄の率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

(平成22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度 (支給率)
東京都特別区	18%	18%
大阪市	15%	15%
名古屋市	12%	12%
福岡市	10%	10%
上記地域の異動保障	異動前の支給率の70%(1年間)	異動前の支給率の100%から80%まで(2年間)
医師・歯科医師	15%	15%
県内全市町村	0%	0%

備考 国の制度では、平成22年度での制度完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

#### (4) 特殊勤務手当(平成18年4月1日現在)

支給実績(平成18年度決算)	776,367千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	74,358円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成18年度)	49.7%		
手当の種類(手当数)	41		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
高電圧作業手当	職員	交流600ボルト以上、直流750ボルト以上の電圧を有する電流の送電中における受送電設備の保守又は補修作業	日額230円
海上業務手当	1 水産海洋研究センターに所属する船舶の乗組員及び調査員 2 警察署に所属する警備艇に乗り組む警察職員 3 農林水産部水産課に所属する船舶の乗組員及び漁業取締員	航海中における調査、試験研究、漁業取締、捜査、警備又は救難等の業務	日額230円
伝染病防疫手当	1 福祉保健部健康増進課に所属する職員 2 農林水産部畜産課及	1 感染症の病原体に汚染されている区域における防疫作業	日額290円

	<p>び家畜保健衛生所に所属する職員</p> <p>3 家畜衛生試験場に所属する職員</p>	<p>2 家畜伝染病予防法第2条に定める家畜伝染病のうち流行性脳炎、狂犬病、炭そ、ブルセラ病及び鼻その病菌を有する家畜若しくは有する疑いのある家畜の防疫作業</p> <p>3 動物用生物学的製剤製造又は病原検索試験研究の作業</p>	
夜間特殊業務手当	警察本部、警察署及び石嶺児童園に勤務する職員、総務管財課に勤務する守衛、厚生園及び身体障害者更生相談所に勤務する寮母(父)、県立学校に勤務する警備員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務	<p>1 深夜の全部の勤務 1 回 980円</p> <p>2 2 時間以上の勤務 1 回 650円</p> <p>3 2 時間未満の勤務 1 回 410円</p>
暴風雨時手当	職員(現業職員を含む)	暴風雨警報発令時から解除されるまでの間において、特に勤務することを命ぜられたときの業務	1 時間500円
職業訓練手当	職業能力開発校に所属する職業訓練指導員	職業訓練の業務	給料月額10%(上限額月額40,000円)
農業教育指導手当	農業大学校に所属する職員	農業教育指導の業務	給料月額10%(上限額月額40,000円)
税務手当	総務部税務課、県税事務所、自動車税事務所又は支庁県税課に所属する職員	県税に関する業務	月額9,500円から月額32,000円までの範囲内の額(滞納処分又は犯則取締りの業務に従事したときは日額100円を加算)
	県税事務所又は自動車税事務所に所属する運転士	県税に関する業務を遂行するための運転及び整備作業等	月額4,000円
種雄牛等取扱手当	畜産研究センター又は家畜改良センターに所属する職員(現業職員を含む。)	<p>1 牛及び豚の自然交配、精液の採取若しくは人工授精又はこれらの作業の準備のために牛及び豚を御する作業</p> <p>2 牛の削蹄又はその作業の準備のために牛を御する作業</p>	日額230円
家畜保健衛生手当	家畜保健衛生所に所属する獣医師である職員	家畜保健衛生所法第3条各号に掲げる業務	月額17,500円
と畜検査手当	福祉保健部薬務衛生課、食肉衛生検査所、家畜保健衛生所又は家畜衛生試験場に所属すると畜検査員(と畜検査作業に従事することを本務とする職員を除く。)	と畜の検査の作業	日額800円(1日1人平均30頭未満を処理すると畜場にあつては、日額640円)
遺骨収集作業手当	福祉保健部福祉・援護課に勤務する職員	遺骨収集の作業	日額250円

清しき作業手当	首里厚生園に所属する職員(現業職員を含む。)	入園者の死体の清しき、綿柱及び納棺の作業	日額620円
社会福祉手当	1 福祉保健所に所属する現業を行う社会福祉主事、査察指導員 2 児童相談所に所属する児童福祉司 3 身体障害者更生相談所に所属する身体障害者福祉司、知的障害者福祉司	福祉に関する業務	月額12,800円
	1 福祉保健所に所属する現業を行う家庭児童福祉主事及び母子自立支援員・児童相談所に所属する児童心理司 2 身体障害者更生相談所に所属する心理判定員及び社会福祉主事 3 女性相談所に所属する心理判定員、相談指導員及び生活指導員	福祉に関する業務	月額6,400円
精神保健業務手当	福祉保健部障害保健福祉課に所属する職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条第3項の規定に基づく精神保健指定医の診察への立会い若しくは同法第29条第1項の規定に基づき入院させる精神障害者の護送業務又は同法第38条の6第1項の規定に基づく精神病院に入院中の者への質問業務若しくは精神保健指定医の診察への立会い	日額230円
	保健所に所属する運転士	精神障害者の搬送業務	
医師手当	医師又は歯科医師である職員	医療業務等	月額45,000円から月額160,000円までの範囲内の額
巡回診療手当	福祉保健部に所属する職員	離島へき地の巡回診療の業務	1 医師又は歯科医師 日額5,000円 2 看護師等 日額1,500円
浄化処理事業手当	下水道管理事務所管理班及び水質管理班に所属する職員	下水処理場又は中継ポンプ所における汚泥、汚水の処理、諸設備機器の整備点検、検査又は汚泥等の化学試験及び検査の作業	月額8,400円
高温炉取扱手当	工業技術センターに所属する職員	高周波溶解炉を使用する溶解作業	日額230円
臨時特別手当	沖縄県と国、都道府県との人事交流による特殊技術及び人事委員会が特に認める業務に従事する職員	沖縄県と国、都道府県との人事交流による特殊技術の業務及び人事委員会が特に認める業務	採用の前日に国又は都道府県で支給されていた調整手当の額

	員	務	
狂犬病予防手当	狂犬病予防員（狂犬病予防作業に従事することを本務とする職員を除く。）	狂犬病予防のための予防注射、検診、病性鑑定、犬の捕獲又は殺処分の作業	日額500円
放射線同位元素取扱手当	病虫害防除技術センターに所属する特殊病虫害班の班長	管理区域内で放射線源の定期点検の作業	日額600円
	工業技術センターに所属する職員	工業エックス線装置、蛍光エックス線装置又はエックス線回折装置を使用した溶接物、鋳物等の非破壊状況の検査並びに鋳物分析及び金属分析等の作業	日額230円
有害薬物等取扱手当	1 農林水産部森林緑地課、農業研究センター、家畜保健衛生所、家畜衛生試験場、家畜改良センター、林業事務所、畜産研究センター、農業改良普及センター、森林資源研究センター、水産海洋研究センター（支所を含む。）、工業技術センター、工芸指導所又は支庁に所属する職員 2 保健所に勤務する医事・薬事監視員	1 毒物及び劇物取締法第2条に規定する毒物若しくは劇物を利用した理化学的試験研究若しくは病虫害防除の作業 2 医療法及び毒物及び劇物取締法に基づく立入検査の業務	日額290円
	農業研究センター、家畜改良普及センター、森林資源研究センター、水産海洋研究センター又は高等学校に勤務する現業職員	毒物及び劇物を利用した理化学的試験研究の補助又は病虫害防除作業	
病虫害防除指導手当	病虫害防除技術センターに所属する職員（研究職給料表の適用を受ける職員を除く。）	病虫害の発生予察及び防除指導業務	給料月額額の8%（上限月額32,000円）
消防訓練指導手当	消防学校に勤務する職員	訓練礼式、ポンプ操法訓練、体育訓練、救急実技訓練、火災防衛訓練、救助訓練、水防訓練又は危険物実技の訓練指導	日額700円
潜水作業手当	水産研究センター（支所を含む。）、栽培漁業センター、支庁農林水産整備課又は実習船運営事務所に所属する職員	潜水器具を着用した潜水作業	1 潜水深度20mまで1時間310円 2 潜水深度30mまで1時間780円 3 潜水深度30m超1時間1,500円
埋没不発弾発掘現場立会手当	知事公室防災危機管理課に所属する職員	埋没不発弾を地下から発掘する際の立会人としての業務	日額1,500円
爆発物取締作業手当	知事公室防災危機管理課	火薬類取締法及び高圧	日額230円

	又は支庁総務・観光振興課に所属する職員	ガス取締法に規定する保安検査、立入検査又は完成検査等の作業	
農業機械等運転作業手当	農業研究センター、畜産研究センター、家畜改良センター又は家畜保健衛生所に所属する職員	1 道路交通法施行規則第2条の表に掲げる特殊自動車の運転作業 2 耕うん機（プラウ、ロータリー等の附属装置を装着したものに限る。）を操作しての農耕作業	日額230円
	現業職員	農業機械等の運転作業	日額230円
用地等交渉手当	土木建築部道路管理課、土木事務所等に所属する職員（次の月額適用を受ける職員は除く。）	公共事業の用に供する用地の買収その他物件の移転補償に関し、現地で直接交渉する業務	日額600円（業務が6時以降の場合、400円を加算）
	土木事務所道路用地班若しくは河川都市用地班、支庁土木建築課（総務用地班に限る。）等に所属する職員	用地交渉の業務	月額14,200円
道路上作業手当	土木事務所又は支庁土木建築課に所属する現業職員	交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業	日額300円
特殊現場作業手当	土木建築部施設建築課、土木事務所、下水道建設事務所、支庁土木建築課、農林水産部森林緑地課、農林土木事務所、支庁農業水産整備課、林業事務所、森林資源研究センター、文化環境部環境保全課又は企画部土地対策課に所属する職員	1 高層建築、橋りょう、立木、ばい煙発生施設等の地上又は水面上10m以上の足場の不安定な箇所（急傾斜地で斜面の角度が40度以上の箇所を含む。）において行う監督、測量、検査及び調査等の作業 2 橋脚の基礎工事その他港湾、河川におけるこれに類する工事で、面下4メートル以上の深所で行う工事の監督、測量、検査及び調査等の作業 3 溜池（大浦ダムを除く。）の底樋内において行う監督、測量、検査、調査等の作業	日額230円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校、高等学校、盲学校、ろう学校又は養護学校に所属する教諭	1 沖縄県立高等学校管理規則第56条から第58条まで及び沖縄県立盲学校、聾学校及び養護学校管理規則第51条から第54条までの規定により置かれる主任等で教務その他の教育に関する業務について連	日額200円

		<p>絡調整及び指導助言に当たるもの</p> <p>2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第1項の規定に基づき市町村の教育委員会が定める学校の管理運営に関する教育委員会規則の規定により置かれる主任等で前号に規定する職務と同様の職務に当たるもの</p>	
教員特殊業務手当	<p>小学校、中学校、高等学校、盲学校、ろう学校又は養護学校に所属する教頭又は教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手若しくは寄宿舎指導員（職務の級が教育職給料表(2)又は教育職給料表(3)の2級若しくは1級のものに限る。）</p>	<p>学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務</p>	<p>日額1,500円から日額2,100円までの範囲内の額</p>
		<p>修学旅行、林間学校、臨海学校等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの</p>	<p>日額1,700円</p>
		<p>人事委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの又は勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日若しくは勤務時間条例第7条に規定する休日若しくは勤務時間条例第7条の2に規定する休日の代休日に行うもの</p>	<p>日額1,700円</p>
		<p>学校の管理下において行われる部活動における児童又は生徒に対する指導業務で週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日に行うもの</p>	<p>日額1,200円</p>
		<p>入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日に行うもの</p>	<p>日額900円</p>
通信教育面接指導手当	<p>通信教育を行う学校及びその協力校の教育職員（通信教育に従事することを本務とする職員を除く。）</p>	<p>面接指導の業務</p>	<p>1時間1,500円</p>
多学年学級担当手当	<p>教頭、教諭、助教諭、講師（二の学年の児童又は生徒で編制されている学級における担当授業時間数がその者の担当授業時間数の2分の1に満たな</p>	<p>小学校又は中学校の二の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導業務</p>	<p>日額290円</p>

	い者及び二の学年の児童又は生徒で編制されている学級における担当授業時間数が1週間につき12時間に満たない者を除く。)		
兼務授業手当	高等学校(盲学校、ろう学校及び養護学校の高等部を含む。)の通常の課程の勤務を本務とする教育職員	本務の勤務時間を超える、定時制の課程の授業の業務	授業1時間1,500円
	定時制の課程の勤務を本務とする教育職員	本務の勤務時間を超える、高等学校の通常の課程の授業の業務	
定時制夜間勤務手当	高等学校の定時制課程に勤務する事務職員	高等学校の定時制課程への勤務	1 事務長 月額2,000円 2 事務長以外の職員 月額4,000円
	高等学校の定時制課程に勤務する現業職員	炊事等の業務	月額4,000円
刑事作業等手当	警察職員	1 私服員が主として従事する犯罪予防若しくは捜査又は被疑者逮捕の作業	日額560円
		2 留置場看守の作業	日額180円
		3 被疑者の護送作業	日額190円
		4 指紋、手口又は写真を利用する犯罪鑑識作業及び理化学、法医学又は銃器弾薬類の知識を利用する犯罪鑑識作業	1 現場 日額380円 2 内勤 日額280円
		5 交通の取締り、人身事故の処理及び高速道路での物損事故の処理作業	日額560円(高速道路における作業の場合は、日額840円)
		6 交通取締用自動二輪車による交通指導及び取締りの作業	日額410円
		7 無線自動車警らによる警らの作業	日額310円
		8 交番等に勤務する地域警察官及び機動隊員等による警らの作業	日額250円
		9 柔剣道若しくは逮捕術又はけん銃操法の指導作業	日額200円
		10 爆発物取締りの作業	日額220円
		11 死体処理の作業	1体につき1,100円から2,500円までの範囲内の額

		12 短波無線電話取扱作業(警察本部通信指令課勤務に限る。)	日額170円
		13 道路において行う自動車運転免許技能試験の作業	日額170円
		14 爆発物等処理の作業	1回4,600円(特殊危険物質等の製造説明実験作業の場合は、1回460円)
		15 1から14までに掲げる作業に関連する通訳の業務	日額250円
		16 正規の勤務時間以外の時間において勤務の時間帯その他に関し人事委員会が定める特別な事情の下で行う1、4、5及び14の作業	日額620円(勤務時間が3時間を超える場合は、日額1,240円)
		17 潜水作業	潜水深度に応じ1時間310円から1,500円までの範囲内の額
		18 救難救助の作業	日額840円(特別の場合は、1,680円)
		19 銃器犯罪捜査従事作業	日額600円から日額1,200円までの範囲内の額
		20 身辺警護作業	日額640円(特別の場合は、1,150円)
		21 ハブ等の捕獲作業	日額800円
航空手当	職員	航空機に搭乗して行う次に掲げる業務 (1) 航空機の操縦業務 (2) 航空機の整備業務 (3) 前2号に掲げる以外の業務(旅行又は物品の輸送等を目的とする業務を除く。)	(1) 1時間5,100円 (2) 1時間2,200円 (3) 1時間1,900円
航空機整備業務手当	航空法第24条に規定する整備士の資格を有する職員	航空機及び航空機保守器材の整備の業務	月額23,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成18年度決算)	2,045,510千円
職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	97千円
支給実績(平成17年度決算)	2,139,815千円
職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算)	101千円

## (6) その他の手当 (平成18年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成18年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成18年度決算)
扶養手当	扶養親族(配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等)のいる職員に支給 (1) 配偶者 月額13,000円 (2) 配偶者以外の扶養親族2人まで月額6,000円(配偶者が扶養親族でない場合の1人目は6,500円、配偶者がいない場合の1人目は11,000円)、3人目から月額5,000円(なお、16歳から22歳の子1人につき5,000円加算)	同じ	-	2,491,204千円	232,020円
住居手当	1 住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 (1) 家賃が月額23,000円以下の職員 家賃の月額から12,000円を控除した額 (2) 家賃が月額23,000円を超える職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額(上限は月額27,000円) 2 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 1に掲げる額の2分の1 3 自宅居住者で世帯主である職員 月額3,000円	異なる	所有住居 月額2,500円(住宅取得後5年間に限り支給)	2,057,212千円	161,489円
通勤手当	通勤距離が2km以上の職員に支給 (1) バス等の交通機関を利用する職員 運賃負担額に応じた額。ただし、55,000円を超える分について、2分の1の加算 (2) 自家用車を利用する職員 距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額	異なる	交通機関利用の支給限度額 月額55,000円まで	1,583,570千円	91,876円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額23,000円(職員と配偶者等の住居の距離が100km以上の者に対し、距離に応じ、6,000円から45,000円までの範囲内の額を加算)	異なる	職員と配偶者等の住居の距離について500km未満の区分を国の基準より細分化している。	213,293千円	419,868円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職	異なる	1 給料	993,357千円	610,921円

	員（部長、統括監、課長、校長、教頭等）に支給。職務に応じ給料月額20%から10%までの範囲内の額		月額25%から10%までの範囲内の額 2 課長補佐級への支給あり		
初任給調整手当	採用による欠員の補充が困難であると認められる職員に支給 (1) 医師又は歯科医師 月額306,900円以内（35年間漸減しながら支給） (2) 獣医師 月額8,000円以内（8年間漸減しながら支給）	異なる	1 科学に関する高度な専門知識を有する職員に月額100,000円以内で支給 2 獣医師に支給なし	87,974千円	1,256,771円
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給。給料及び扶養手当の月額合計額に、公署に応じ25%から4%までの割合を乗じた額	同じ	-	862,629千円	626,455円
特地勤務手当に準ずる手当	特地公署又は準特地公署への異動等に伴って住居移転したとき、異動後3年間支給（人事委員会で定める条件に該当する者は6年間）。給料及び扶養手当の月額合計額に、公署に応じ、異動後4年間は6%から4%まで、5年目は4%、6年目は2%の割合を乗じた額	同じ	-		
へき地手当	へき地教育振興法施行規則で定める基準によるへき地学校等に勤務する職員に支給。給料及び扶養手当の月額合計額に、学校に応じ25%から4%までの割合を乗じた額			1,304,466千円	811,235円
へき地手当に準ずる手当	へき地教育振興法施行規則で定める基準によるへき地学校等への異動に伴って住居移転したとき、異動後3年間（任命権者が必要と認める場合は6年間）支給。給料及び扶養手当の月額合計額に、異動後5年間は4%、6年目は2%の割合を乗じた額				
休日勤務手当	沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第7条に規定する休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。	同じ	-	448,659千円	160,810円

	勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じた額					
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同じ	-	251,310千円	119,900円	
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給。勤務1回につき4,200円(人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては、7,200円又は5,900円)	同じ	-	401,182千円	185,047円	
管理職員特別勤務手当	管理職員(大学の学長含む。)が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により休日等に勤務した場合に支給 (1)大学の学長を除く管理職員 1回4,000円から12,000円まで (2)大学の学長 1回18,000円	同じ	-	21,295千円	228,978円	
義務教育等教員特別手当	公立の学校に勤務する教育職員に支給。職務の級及び号給に応じ月額5,000円から月額20,200円までの範囲内の額			1,851,382千円	156,037円	
定時制通信教育手当	定時制又は通信制の課程を置く高等学校に勤務する校長及び教頭並びに本務として定時制教育又は通信教育に従事する教諭等に支給 (1)管理職員 給料月額の8% (2)管理職員以外の職員 給料月額の10%			87,889千円	472,522円	
産業教育手当	農業、水産、工業等の課程を置く高等学校に勤務し、実習を伴う農業、水産、工業、電波若しくは商船に関する科目の授業及び実習を担当する時間数とその者の担当時間数の2分の1以上となる教諭、実習助手等に支給。給料月額の10%(定時制通信教育手当を受ける者は6%)			202,432千円	427,072円	
農林漁業普及指導手当	農林水産業の普及指導事業に従事する職員に支給 (1)普及指導活動の技術及び方法について調査研究を行う職員 給料月額の8% (2)農林水産業者に直接接して、技術及び知識の普			68,348千円	455,653円	

	及指導を行う職員 給料 月額12%				
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため、本県に派遣された職員がその職員の住所又は居所を離れて、本県の区域に滞在することを要する場合に支給。 1日につき3,970円から6,620円までの範囲内の額			0千円	0円

## 5 特別職の報酬等の状況（平成18年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等
給 料	知 事 副 出 納 長	1,250,000円 ( - 円 ) 990,000円 ( - 円 ) 860,000円 ( - 円 )
	報 酬	議 長 副 議 員
		1,000,000円 ( - 円 ) 860,000円 ( - 円 ) 770,000円 ( - 円 )
期 末 手 当	知 事 副 出 納 長	(平成18年度支給割合) 3.3月分 注 平成18年4月1日から平成22年3月31日までの期間、期末手当を15%減額している。
	議 長 副 議 員	(平成18年度支給割合) 3.3月分
退 職 手 当	知 事 副 出 納 長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 125万円×在職月数×0.50(0.70) 3,000万円 任期满了時 99万円×在職月数×0.42(0.50) 1,996万円 任期满了時 86万円×在職月数×0.30(0.35) 1,238万円 任期满了時 注1 平成18年10月27日に条例改正があったため、改正後に実際に支払われた退職手当を記載 注2 ( )は、改正前の支給率

備考 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当見込額である。

## 6 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ア 職員給与費の状況

##### (7) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B÷A	(参考) 18年度の総費用に占 める職員給与費比率
平成18年度	千円 15,475,447	千円 880,745	千円 2,591,935	% 16.7	% 17.3

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給 与費 B÷A	(参考)都道 府県平均1人 当たりの給与 費
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
平成18年度	人 297	千円 1,200,037	千円 311,674	千円 493,887	千円 2,005,598	千円 6,753	千円 7,901

- 備考 1 表中「職員手当」には、退職給与金を含まない。  
 2 表中「職員数」は、平成19年3月31日現在の人数である。  
 (イ) 特記事項 平成18年4月1日から平成22年3月31日までの期間、一般職員の管理職手当を15%減額している。なお、平成10年8月1日から平成18年3月31日までの期間は、管理職手当を10%減額していた。

**イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成18年4月1日現在）**

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
沖 縄 県	41.8歳	349,605円	562,738円
団体平均	44.9歳	405,134円	657,053円

備考 表中「平均月収額」には、期末・勤勉手当等を含む。

**ウ 職員の手当の状況**

**(ア) 期末手当・勤勉手当**

沖 縄 県	団体平均
1人当たり平均支給額（平成18年度） 1,663千円	1人当たりの平均支給額（平成18年度） 1,899千円
（平成18年度支給割合） 期末手当 3.00月分 勤勉手当 1.45月分 （1.60）月分 （0.75）月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%から20%まで 管理職加算 10%	

備考 ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

**(イ) 退職手当（平成18年4月1日現在）**

沖 縄 県	団体平均
（支給率） 自己都合 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例（2%から20%までの割合の額を加算） （退職時特別昇給 無） 1人当たり平均支給額 - 千円 27,202千円	勸奨・定年 30.55月分 41.34月分 59.28月分 59.28月分 1人当たり平均支給額 24,273千円

備考 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成18年度に退職した職員に支給された平均額である。

**(ウ) 地域手当（平成18年4月1日現在）**

支給実績（平成18年度決算）		1,196千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）		299,081円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	一般行政職の制度（支給率）
東京特別区	2人	13%	13%
上記地域の異動保障	2人	異動前の支給率の90% （1年間）	異動前の支給率の100%から80%まで（2年間）

県内全市町村	293人	0%	0%
--------	------	----	----

(平成22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度(支給率)
東京特別区	18%	18%
上記地域の異動保障	異動前の支給率の70% (1年間)	異動前の支給率の100%から80%まで (2年間)
県内全市町村	0%	0%

備考 国の制度では、平成22年度での制度完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

(I) 特殊勤務手当(平成18年4月1日現在)

支給実績(平成18年度決算)		23,561千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)		85,989円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成18年度)		92.3%		
手当の種類(手当数)		10		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
暴風雨時勤務手当	職員	台風の来襲による事故発生防止のために必要な業務	1時間800円	
検針業務手当	企業局排水管理課に所属する職員	検針業務	日額350円	
特殊作業手当	維持管理手当	各浄水管理事務所維持管理課に所属する職員	維持管理を主体とする課の業務	月額4,400円
	塩素注入等業務手当	各浄水管理事務所に所属する職員	塩素注入業務	月額1,700円
	硫酸取扱業務手当	企業局北谷浄水管理事務所・海水淡水化センターに所属する職員	防護服を着用し硫酸を取り扱う業務	日額230円
	水酸化ナトリウム注入量調整業務手当	企業局石川浄水管理事務所川崎取水ポンプ場に勤務する職員	水質測定装置に係る試薬の注入量を調整する業務(ただし、試薬として水酸化ナトリウムを使用した場合に限る。)	日額150円
用地交渉業務手当	建設課用地係に所属する職員	用地取得に伴う交渉の業務	日額600円(ただし、午後6時以降400円加算)	
交替制勤務手当	各浄水管理事務所浄水課及び配水管理課水管理センターに所属する職員	浄水施設における24時間運転管理業務	月額4,700円	
特殊現場作業手当	職員	特殊現場、危険な工事箇所で行う監督、測量検査・調査等	日額300円	
		交通の頻繁な国道、県道、市町村道の道	日額150円	

		路上において、交通を遮断することなく調査、測量、導送水管等の弁操作、点検若しくは修繕の作業又はこれらの作業に伴う交通整理の作業	
排泥等作業手当	各浄水管理事務所に所属する職員	排泥処理、清掃作業、保守点検作業及び除塵作業	日額400円
有害毒薬物取扱手当	水質管理事務所に所属する職員	水質試験業務	月額3,300円
放射性同位元素取扱手当	水質管理事務所に所属する職員	ガスクロマトグラフを利用して水質検査及び試験研究の作業	日額230円
ダム管理業務手当	倉敷ダム管理所併任職員	倉敷ダム管理所におけるダム管理業務	月額3,000円

(イ) 時間外勤務手当

支給実績（平成18年度決算）	119,345千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）	463千円
支給実績（平成17年度決算）	140,257千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）	529千円

備考 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(カ) その他の手当（平成18年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（平成18年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給 (1) 配偶者 月額13,000円 (2) 配偶者以外の扶養親族2人まで月額6,000円（配偶者が扶養親族でない場合の1人目は6,500円、配偶者がいない場合の1人目は11,000円）、3人目から月額5,000円（なお、16歳から22歳の子1人につき5,000円加算）	同	-	44,758千円	239,350円
住居手当	1 住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 (1) 家賃が月額23,000円以下の職員 家賃の月額から12,000円を控除した額 (2) 家賃が月額23,000円を超える職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額（上限は月	同	-	38,134千円	169,485円

	額27,000円) 2 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 1 に掲げる額の2分の1 3 自宅居住者で世帯主である職員 月額3,000円				
通勤手当	通勤距離が2 km以上の職員に支給 (1) バス等の交通機関を利用する職員 運賃負担額に応じた額。ただし、55,000円を超える分について、2分の1の加算 (2) 自家用車を利用する職員 距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額	同	-	47,044千円	164,490円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額23,000円（職員と配偶者等の住居の距離が100km以上の者に対し、距離に応じ、6,000円から45,000円までの範囲内の額を加算）	同	-	476千円	476,000円
管理職手当	(1) 管理又は監督の地位にある職員に支給 (2) 職の区分に応じ給料月額に18%から12%までの割合を乗じた額	同	-	15,905千円	691,528円
休日勤務手当	沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第7条に規定する休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じた額	同	-	30,040千円	231,080円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同	-	21,249千円	223,669円

## (2) 工業用水道事業

### ア 職員給与費の状況

#### (ア) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 $B \div A$	(参考)平成17年度の 総費用に占める職員給 与費比率
平成18年度	千円 299,184	千円 38,782	千円 27,733	% 9.3	% 10.3

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給 与費 B ÷ A	(参考)都道 府県平均1人 当たりの給与 費
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
平成18年度	人 5	千円 13,492	千円 4,883	千円 5,390	千円 23,765	千円 4,753	千円 7,345

- 備考 1 表中「職員手当」には、退職給与金を含まない。  
 2 表中「職員数」は、平成19年3月31日現在の人数である。  
 (1) 特記事項 平成18年4月1日から平成22年3月31日までの期間、一般職員の管理職手当を15%減額している。なお、平成10年8月1日から平成18年3月31日までの期間は、管理職手当を10%減額していた。

**イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成18年4月1日現在)**

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
沖 縄 県	33.8歳	233,285円	396,082円
団 体 平 均	44.3歳	389,512円	611,625円

備考 表中「平均月収額」には、期末・勤勉手当等を含む。

**ウ 職員の手当の状況**

**(ア) 期末手当・勤勉手当**

沖 縄 県	団体平均
1人当たり平均支給額(平成18年度) 1,078千円	1人当たりの平均支給額(平成18年度) 1,860千円
(平成18年度支給割合) 期末手当 3.00月分 (1.60)月分 勤勉手当 1.45月分 (0.75)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%から20%まで 管理職加算 10%	

備考 ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

**(イ) 退職手当(平成18年4月1日現在)**

沖 縄 県	団体平均
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例(2%から20%までの割合の額を加算) (退職時特別昇給 無 ) 1人当たり平均支給額 - 千円	勤奨・定年 30.55月分 41.34月分 59.28月分 59.28月分 1人当たり平均支給額 19,146千円

備考 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成18年度に退職した職員に支給された平均額である。

**(ウ) 地域手当(平成18年4月1日現在)**

支給実績(平成18年度決算)	0千円
----------------	-----

支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成18年度決算）			0 円
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	一般行政職の制度（支給率）
東京特別区	0 人	13%	13%
県内全市町村	5 人	0 %	0 %

（平成22年度の制度完成時）

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度（支給率）
東京特別区	18%	18%
県内全市町村	0 %	0 %

備考 国の制度では、平成22年度での制度完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

(I) 特殊勤務手当（平成18年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成18年度決算）		372千円		
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成18年度決算）		74,317円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成18年度）		100.0%		
手当の種類（手当数）		10		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
暴風雨時勤務手当	職員	台風の来襲による事故発生防止のために必要な業務	1 時間800円	
検針業務手当	企業局排水管理課に所属する職員	検針業務	日額350円	
特殊作業手当	維持管理手当	各浄水管理事務所維持管理課に所属する職員	維持管理を主体とする課の業務	月額4,400円
	塩素注入等業務手当	各浄水管理事務所に所属する職員	塩素注入業務	月額1,700円
	硫酸取扱業務手当	企業局北谷浄水管理事務所・海水淡水化センターに所属する職員	防護服を着用し硫酸を取り扱う業務	日額230円
	水酸化ナトリウム注入量調整業務手当	企業局石川浄水管理事務所川崎取水ポンプ場に勤務する職員	水質測定装置に係る試薬の注入量を調整する業務（ただし、試薬として水酸化ナトリウムを使用した場合に限る。）	日額150円
用地交渉業務手当	建設課用地係に所属する職員	用地取得に伴う交渉の業務	日額600円（ただし、午後6時以降400円加算）	
交替制勤務手当	各浄水管理事務所浄水課及び配水管理課水管理センターに所属する職員	浄水施設における24時間運転管理業務	月額4,700円	

特殊現場作業手当	職員	特殊現場、危険な工事箇所で行う監督、測量検査・調査等	日額300円
		交通の頻繁な国道、県道、市町村道の道路上において、交通を遮断することなく調査、測量、導送水管等の弁操作、点検若しくは修繕の作業又はこれらの作業に伴う交通整理の作業	日額150円
排泥等作業手当	各浄水管理事務所に所属する職員	排泥処理、清掃作業、保守点検作業及び除塵作業	日額400円
有害毒薬物取扱手当	水質管理事務所に所属する職員	水質試験業務	月額3,300円
放射性同位元素取扱手当	水質管理事務所に所属する職員	ガスクロマトグラフを利用して水質検査及び試験研究の作業	日額230円
ダム管理業務手当	倉敷ダム管理所併任職員	倉敷ダム管理所におけるダム管理業務	月額3,000円

(イ) 時間外勤務手当

支給実績（平成18年度決算）	1,822千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）	364千円
支給実績（平成17年度決算）	1,942千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）	388千円

備考 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(カ) その他の手当（平成18年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（平成18年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給 (1) 配偶者 月額13,000円 (2) 配偶者以外の扶養親族 2人まで月額6,000円（配偶者が扶養親族でない場合の1人目は6,500円、配偶者がいない場合の1人目は11,000円）、3人目から月額5,000円（なお、16歳から22歳の子1人につき5,000円加算）	同		505千円	126,145円

住居手当	<p>1 住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給</p> <p>(1) 家賃が月額23,000円以下の職員 家賃の月額から12,000円を控除した額</p> <p>(2) 家賃が月額23,000円を超える職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額(上限は月額27,000円)</p> <p>2 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 1に掲げる額の2分の1</p> <p>3 自宅居住者で世帯主である職員 月額3,000円</p>	同		628千円	209,267円
通勤手当	<p>通勤距離が2 km以上の職員に支給</p> <p>(1) バス等の交通機関を利用する職員 運賃負担額に応じた額。ただし、55,000円を超える分について、2分の1の加算</p> <p>(2) 自家用車を利用する職員 距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額</p>	同		1,340千円	268,098円
単身赴任手当	<p>異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額23,000円(職員と配偶者等の住居の距離が100 km以上の者に対し、距離に応じ、6,000円から45,000円までの範囲内の額を加算)</p>	同		0千円	0円
管理職手当	<p>(1) 管理又は監督の地位にある職員に支給</p> <p>(2) 職の区分に応じ給料月額に18%から12%までの割合を乗じた額</p>	同		0千円	0円
休日勤務手当	<p>沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第7条に規定する休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じた額</p>	同		375千円	124,909円

夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同	216千円	216,315円
--------	--	---	-------	----------

(3) 病院事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B ÷ A	(参考) 平成17年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成18年度	千円 44,130,615	(純損失) 千円 5,013,261	千円 24,546,608	% 55.6	% 57.4

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給 与費 B ÷ A	(参考)都道 府県平均1人 当たりの給与 費
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
平成18年度	人 2,283	千円 10,264,635	千円 4,881,012	千円 3,898,095	千円 19,043,742	千円 8,342	千円 7,524

備考 1 表中「職員手当」には、退職給与金を含まない。

2 表中「職員数」は、平成19年3月31日現在の人数である。

(イ) 特記事項 平成18年4月1日から平成22年3月31日までの期間、一般職員の管理職手当を15%減額している。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成18年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
沖 縄 県			
医 師	42.6歳	575,451円	1,538,747円
看 護 師	39.0歳	340,292円	569,069円
事務職員	36.9歳	335,866円	529,901円
団 体 平 均			
医 師	42.2歳	548,123円	1,231,053円
看 護 師	37.1歳	324,842円	525,216円
事務職員	43.3歳	385,655円	619,015円

備考 表中「平均月収額」には、期末・勤勉手当等を含む。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

沖 縄 県	団体平均
1人当たり平均支給額(平成18年度) 1,707千円	1人当たりの平均支給額(平成18年度) 1,705千円
(平成18年度支給割合) 期末手当 3.00月分	勤勉手当 1.45月分

(1.60) 月分	(0.75) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%から20%まで 管理職加算 10%	

備考 ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

**(イ) 退職手当(平成18年4月1日現在)**

沖 縄 県			団体平均
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	23.50月分	30.55月分	
勤続25年	33.50月分	41.34月分	
勤続35年	47.50月分	59.28月分	
最高限度額	59.28月分	59.28月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特例(2%から20%までの割合の額を加算)		
(退職時特別昇給	無)		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額
	3,100千円	25,794千円	8,185千円

備考 退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された平均額である。

**(ウ) 地域手当(平成18年4月1日現在)**

支給実績(平成18年度決算)			195,406千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)			642,782円
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	一般行政職の制度(支給率)
医師・歯科医師	304人	11%	-%
県内全市町村	1,979人	0%	0%

(平成22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度(支給率)
医師・歯科医師	15%	-%
県内全市町村	0%	0%

備考 国の制度では、平成22年度での制度完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

**(イ) 特殊勤務手当(平成18年4月1日現在)**

支給実績(平成18年度決算)		639,860千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)		331,533円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成18年度)		84.5%	
手当の種類(手当数)		9	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
伝染病防疫手当	医師及び歯科医師以外の職員	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項及び第3項に定める感染症並びに管理者がこれらに相当すると	日額290円

		認める感染症の病原体に汚染されている区域において感染症の病原体を有する者若しくは有する疑いのある者の看護等の作業又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業	
	運転士	感染症の病原体を有する者又は有する疑いのある者の搬送業務	
夜間看護等手当	助産師、看護師、准看護師、臨床検査技師、診療放射線技師、薬剤師若しくは看護補助員(看護学校を卒業した者に限る。)又は管理者がこれらに準ずると認める職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日午前5時まで)において行われる看護等の業務	深夜の全部を含む勤務 1回6,800円
			深夜における勤務時間が4時間以上 1回3,300円
			深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満 1回2,900円
			深夜における勤務が2時間未満 1回2,000円
	病院事業医療職給料表の適用を受ける職員のうち管理者の定める職員	正規の勤務時間以外の時間において救急患者に対処するために呼出しを受けて従事する1時間以上の業務	1回1,620円
巡回診療手当	医師及び歯科医師	離島へき地の巡回診療の業務	日額5,000円
	看護師、病理細菌技術者、診療放射線技術者		日額1,500円
暴風雨時手当	職員	暴風雨警報発令時から解除されるまでの間において、特に勤務することを命ぜられたときの業務	1時間500円
医師手当	医師又は歯科医師	医療業務等	月額25,000円から月額200,000円までの範囲内の額
	医師	病理学的検査の業務	月額100,000円
	医師	放射線診療又は麻酔の業務	月額50,000円
離島診療支援手当	職員	離島病院等に勤務する職員以外の職員による離島病院等における診療支援の業務	離島診療支援手当基礎額に、支援業務に従事した日数を乗じて得た額
夜間特殊業務手当	ボイラー技士	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務	深夜の全部を含む勤務 1回980円
			深夜における勤務時間が2時間以上 1回650円
			深夜における勤務時間が2時間未満 1回410円
精神保健業務手当	病院(精和病院を除く。)に所属する運転士	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者の搬送業務	日額230円
高電圧作業手当	職員	交流600ボルト以上又は直流750ボルト以上の電圧を有する電流の送電中における受送電設備の保守又	日額230円

は補修の作業

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（平成18年度決算）	1,727,194千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）	757千円
支給実績（平成17年度決算）	-千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）	-千円

備考 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(カ) その他の手当（平成18年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（平成18年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給 (1) 配偶者 月額13,000円 (2) 配偶者以外の扶養親族2人まで月額6,000円（配偶者が扶養親族でない場合の1人目は6,500円、配偶者がいない場合の1人目は11,000円）、3人目から月額5,000円（なお、16歳から22歳の子1人につき5,000円加算）	同	-	249,048千円	229,115円
住居手当	1 住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 (1) 家賃が月額23,000円以下の職員 家賃の月額から12,000円を控除した額 (2) 家賃が月額23,000円を超える職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額（上限は月額27,000円） 2 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 1に掲げる額の2分の1 3 自宅居住者で世帯主である職員 月額3,000円	同	-	263,827千円	183,468円
通勤手当	通勤距離が2km以上の職員に支給 (1) バス等の交通機関を利用する職員 運賃負担額に応じた額。ただし、55,000円を超える分について、2分の1の加算 (2) 自家用車を利用する職員 距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額	同	-	155,189千円	96,450円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転	同	-	21,885千円	465,628円

	し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額23,000円（職員と配偶者等の住居の距離が100km以上の者に対し、距離に応じ、6,000円から45,000円までの範囲内の額を加算）				
管理職手当	(1) 管理又は監督の地位にある職員に支給 (2) 職の区分に応じ給料月額に20%から12%までの割合を乗じた額	同	-	34,205千円	855,128円
初任給調整手当	採用による欠員の補充が困難であると認められる職員に支給 (1) 医師又は歯科医師 月額306,900円以内（35年間漸減しながら支給） (2) 獣医師 月額8,000円以内（8年間漸減しながら支給）	同	-	1,007,595千円	3,325,398円
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給。給料及び扶養手当の月額合計額に、公署に応じ25%から4%までの割合を乗じた額	同	-	333,305千円	603,813円
特地勤務手当に準ずる手当	特地公署又は準特地公署への異動等に伴って住居移転したとき、異動後3年間支給（人事委員会で定める条件に該当する者は6年間）。給料及び扶養手当の月額合計額に、公署に応じ、異動後4年間は6%から4%まで、5年目は4%、6年目は2%の割合を乗じた額	同	-		
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同	-	309,385千円	232,971円

### 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

#### (1) 勤務時間の状況

地方公務員法第24条第6項の規定に基づき、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）で定めた職員の1週間の勤務時間の状況である。

#### 勤務時間の状況（平成18年4月1日現在）

1週間の勤務時間	勤務時間の割振り				
	始業	終業	休憩時間	休息時間	週休日
40時間	午前8時30分	午後5時15分	午後零時15分から午後1時まで	午後零時から午後零時15分まで及び午後3時から午後3時15分まで	日曜日及び土曜日

備考 「勤務時間の割振り」は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までの時間帯又はそれに準じた時間帯に勤務時間が割り振られている職員の勤務時間である。

**(2) 年次休暇の状況**

職員に与えられる年次休暇の1人当たりの平均使用日数の状況である。職員に与えられる年次休暇は、1年について20日であり、その年に受けなかった日数がある場合は、翌年に限り、繰り越すことができる。

**年次休暇の状況（平成18年1月1日から同年12月31日まで）**

総付与日数	総使用日数	全期間在職職員数	1人当たり平均使用日数
545,011日	154,318日	14,249人	11日

備考1 「全期間在職職員数」は、当該年の1月1日から12月31日までの全期間在職した職員の合計とし、当該期間の中途に採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業及び分限休職の事由がある職員並びに派遣職員の数を除く。

2 「総付与日数」は、当該年の1月1日現在において全期間在職した職員に付与された日数（前年からの繰越分を含む。）の合計である。

3 「総使用日数」は、全期間在職した職員の使用した年次休暇の合計である。

**(3) 特別休暇等の状況（平成18年4月1日現在）**

種 類	付与日数
1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により交通の制限又は遮断された場合	理由の発生している期間
2 風水震災その他非常災害により交通遮断された場合	理由の発生している期間
3 風水震災その他天災地変により職員の現住居が滅失又は破壊された場合	連続した15日以内
4 交通機関の事故等の不可抗力の事故の場合	理由の発生している期間
5 所轄機関の業務又は事業の運営上の必要に基づき、業務又は事業の全部又は一部を停止した場合（台風の来襲等による事故発生防止のための措置を含む。）	理由の発生している期間
6 証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合	必要と認める日又は時間
7 選挙権その他の公民権を行使する場合	必要と認める日又は時間
8 生後1年に達しない生児を育てる場合	1日2回各30分以上60分以内（合計90分以内）又は1日1回90分
9 妊娠中の職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶものと認める場合	勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日に1時間を超えない範囲内で必要と認める時間
10 職員の配偶者が出産する場合でその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合は14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	当該期間内における5日（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員は、その者の勤務時間等を考慮し、5日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める時間）の範囲内の期間
11 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1暦年について5日の範囲内の期間

12 夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	6月から10月までの期間内に5日（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員は、5日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数）の範囲内の期間
13 妊娠中及び出産後の女性職員が健康審査及び保健指導を受ける場合	1日以内で必要な時間
14 妊娠中の女子職員がつわり等の障害により勤務することが著しく困難な場合	一妊娠期間中につき7日を越えない範囲内の期間
15 配偶者の出産のための看護、家事等に従事する場合	出産前10日以内及び出産後10日以内において、3日をこえない範囲で必要と認められる期間
16 子供の予防接種を受けさせる場合	1日
17 旧盆の場合	旧盆該当日のうち1日
18 風水震火災その他天災地変により本人（3に区分する特別休暇に該当する場合を除く。）又は家族の住居の滅失、破壊による復旧作業	本人の住居の場合10日以内 家族の住居の場合5日以内
19 骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、提供に必要な登録、検査、入院のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間

#### 4 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

##### (1) 分限処分の状況

地方公務員法及び沖縄県職員の分限に関する条例（昭和47年沖縄県条例第4号）に基づき、分限処分に付された者の状況である。

##### 分限処分の状況（平成18年度）

（単位：件）

処 分 事 由	地方公務員法	降 任	免 職	休 職	合 計
勤務実績が良くない場合	第28条第1項第1号	0	1		1
心身の故障の場合	第28条第1項第2号 及び第2項第1号	0	0	533	533
職に必要な適格性を欠く場合	第28条第1項第3号	0	1		1
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	第28条第1項第4号	0	0		0
刑事事件に関し起訴された場合	第28条第2項第2号			0	0
沖縄県職員の分限に関する条例第2条による場合	第27条第2項			8	8
地方公務員法第28条第4項により失職した者					0
沖縄県職員の分限に関する条例第6条により失職しなかった者					0
合 計		0	2	541	543

備考1 職員のうち、地方公務員法及び沖縄県職員の分限に関する条例に基づき分限処分に付された者の状況であり、当該年度において同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合は、重複して計上している。

2 2以上の処分事由により分限処分に付された場合は、主たる処分事由の区分に計上している。

3 休職に付されている者の休職期間が更新された場合は、その都度計上している。

(2) 懲戒処分の状況

地方公務員法に基づき、懲戒処分に付された者の状況である。

懲戒処分の状況（平成18年度）

（単位：件）

処 分 事 由	地方公務員法	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合	第29条第1項第1号	0	3	8	2	13
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	第29条第1項第2号	0	1	1	0	2
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	第29条第1項第3号	1	1	6	1	9
合 計		1	5	15	3	24

備考1 職員のうち、地方公務員法に基づき懲戒処分に付された者の状況であり、当該年度において同一の者が複数回にわたって懲戒処分に付された場合は、その数を重複して計上している。

2 2以上の処分事由により懲戒処分に付された場合は、主たる処分事由に計上している。

5 職員のサービスの状況

地方公務員法第38条及び営利企業等の従事制限に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第5号）の規定に基づく営利企業等の従事許可の状況である。

営利企業等の従事許可の状況（平成18年度）

区 分	申請件数	許可件数
営利企業等の従事許可申請	64件	64件

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況

地方公務員法第39条の規定に基づき任命権者が行う職員の主な研修の状況である。

研修の状況（平成18年度）

研修の名称	研修の内容	対象者	実施回数	修了者数
新採用職員研修（前期、後期）	ビジネスマナー、文書事務の基本、知事講話、施設見学（平和祈念資料館、公文書館）、交流レクリエーション、地方公務員制度、地方自治制度、財政のしくみ、福利厚生と共済制度、沖縄の歴史文化、沖縄の基地問題、県の行政組織、給与のしくみ等	平成18年度当初に採用された全職員及び前年度中途に採用された職員。ただし、医師、看護職員及び現業職員を除く。	前期 1回 後期 2回	73人 58人
【教育庁】 初任者研修会	法定研修（一般及び教科指導）	教職1年目教諭	25回	113人
【警察本部】 新採用職員研修（初任科、初任補修科）	団体生活を通して、警察官としての職責の自覚と社会人としての心構えを養うとともに体力気力の錬成を図るための教養等	平成18年度に採用された全警察官等	初任科：3回 初任補修科：3回	94人 106人
【病院事業局】 新採用看護職員研修	局長講話、地方公務員制度、地方自治制度、沖縄県の福祉・保健・医療政策、県立病院の役割、地方公営企業法、交流レクリエーション、接遇、施設見学（県庁、議会棟）、病院事業経営、給与のしくみ、看護専門職業人として新採用者に望むこと、先輩の体験から、グループワーク	平成18年度に採用された看護職員及び前年度中途採用職員	1回	73人
一般職員第2部研修	キャリアデザイン、行政法（演習）、行政課題研究（ブレインストーミング）、公務員倫理、メンタルヘルス	初・中級職採用後7年経過した全職員及び上級職採用後3年経過した全	4回	168人

		職員		
一般職員第3部研修	行政改革について、沖縄経済社会の現状と展望、行政課題研究（ディベート）、中堅職員の役割と職場の人間関係、メンタルヘルス	平成18年度に主任に昇任した全職員	5回	186人
監督者第1部研修	公務員倫理、政策形成入門、企業経営に学ぶ、メンタルヘルス	平成18年度に主査相当職に昇任した全職員	3回	133人
管理者第1部研修	コーチング、セクシュアル・ハラスメント、公務員倫理、「広報と伝達」よりよい語り	平成18年度に本庁班長級に昇任した全職員	2回	96人
管理者第3部研修	目標による行政運営	平成18年度に本庁課長級に昇任した全職員	1回	27人
所属長研修	現代管理者論、県職員の労務管理、行政改革の現状と課題	平成18年度昇任又は異動により初めて所属長に任用された全職員	1回	24人
管理者特別研修	知事講話及び著名人による講演	本庁課長級以上の職にある職員及び出先機関の長の職にある職員	1回	422人
【教育庁】 経験者研修（5年、10年、15・16年）	5年：実践的職務遂行能力の向上 10年：法定研修（教科指導等） 15・16年：広い視野に立った力量の向上	教職5年目、10年目、15・16年目教諭	5年：5回 10年：34回 15・16年：3回	5年：168人 10年：158人 15・16年：212人
【警察本部】 昇任時研修	警察署中核となる勤務員としての知識技能の習得	巡査部長及び警部補に昇任し、又は昇任が予定されている警察官	2回	14人
省庁等派遣研修	県の業務と密接な関係のある省庁等との人的ネットワークを構築し、職員の視野を広め意識改革の実現を図るため、省庁、民間企業等へ職員を派遣する。	-	1回	23人 （内訳） 知事部16人 教育庁2人 警察本部3人 企業局2人
自治大学校研修	地方自治に関する高度で専門的な知識を習得するため、自治大学校へ職員を派遣する。	-	2回	3人

## (2) 勤務成績の評定の状況

地方公務員法第40条の規定に基づき、任命権者が行う勤務成績の評定の状況である。

### 勤務成績の評定の状況（平成18年度）

評定の方法	評定者	評定結果の活用
【評価方法】 業務遂行の過程において発揮した能力、意欲・姿勢、業務行動及び業務実績を評価 【対象職員】 課長級以上の職員	所属長等	昇給及び勤勉手当の成績率の決定
【評価方法】 所属長による勤務成績の報告及び面接 【対象職員】 条件附採用職員	所属長等	条件附採用職員の正式任用

## 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 厚生制度の状況

地方公務員法第42条の規定に基づく職員の厚生制度の状況である。

厚生制度の状況（平成18年度）

区 分	内 容	実施状況
職員の保健に関すること	定期健康診断	【知事部等】受診率90.8%
職員の元気回復に関する こと	職員球技大会	バレーボール、卓球、バドミントン、ソフトボール、ボウリング（8ブロックで実施）
その他厚生に関すること	職員住宅	【知事部】4カ所（313戸） 東京18戸、名護90戸、宮古80戸、石垣125戸 【企業局】1カ所（4戸）名護市
	警察職員待機宿舎	【警察本部】32宿舎、419戸
	ライフプランセミナー等	【知事部】 (1)平成18年9月7日及び8日 退職準備型 (2)平成19年2月6日 在職充実型 【教育庁】 平成18年7月23日から同月27日まで 生涯設計セミナー 【警察本部】 平成18年10月30日及び31日並びに平成18年11月8日 ライフサイクルプランセミナー
	職員互助会の運営	【知事部】 補助金額 36,920千円 補助率 50% (会員1人当たり補助金額6,187円) 【教育庁】 補助金額 88,231千円 補助率 49.6% (会員1人当たり補助金額6,496円) 【警察本部】 補助金額 17,262千円 補助率 17.3% (会員1人当たり補助金額5,873円)

(2) 公務災害補償の状況

地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく職員の公務災害補償の状況である。

ア 公務災害（平成18年度）

前年度未現在 未処理件数	受理件数	認 定 件 数		取下げ件数	年 度 未 未処理件数
		公務上	公務外		
8	184	153	2	0	34

イ 通勤災害（平成18年度）

前年度未現在 未処理件数	受理件数	認 定 件 数		取下げ件数	年 度 未 未処理件数
		通勤災害該当	通勤災害非該当		
0	4	4	0	0	0

第3 人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

職員の任用に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第3号）に基づき、人事委員会が実施した競争試験及び選考試験の状況である。

(1) 採用試験の実施状況（平成18年度）

ア 上級試験

区 分	受験申込者数	受験者数	第1次試験 合格者数	最終合格者数	競争倍率 (倍)
行 政	1,984	1,645	50	39	42.2
社会福祉	152	119	9	6	19.8
電 気	60	52	3	2	26.0
土 木	145	119	9	9	19.8

農 業	96	77	12	6	8.6
計	2,437	2,012	83	62	32.5

#### イ 中級試験

区 分	受験申込者数	受験者数	第1次試験合格者数	最終合格者数	競争倍率(倍)
学校事務	1,102	777	30	25	31.1
警察事務	373	252	8	7	36.0
計	1,475	1,029	38	32	32.2

#### ウ 初級試験

区 分	受験申込者数	受験者数	第1次試験合格者数	最終合格者数	競争倍率(倍)
一般事務	383	190	4	2	95.0
警察事務	222	117	11	6	19.5
計	605	307	15	8	38.4

#### エ 警察官試験

区 分	受験申込者数	受験者数	第1次試験合格者数	最終合格者数	競争倍率(倍)
警察官A(男性)	887	706	174	38	18.6
警察官A(女性)	240	159	10	4	39.8
警察官A(武道指導)	18	16	6	1	16.0
警察官A臨時(男性)	568	517	160	38	13.6
警察官B(男性)	1,051	716	162	49	14.6
警察官B(女性)	291	175	16	4	43.8
警察官B(武道指導)	9	9	6	1	9.0
計	3,064	2,298	534	135	17.0

#### オ 身体障害者を対象とした採用選考試験

区 分	受験申込者数	受験者数	第1次試験合格者数	最終合格者数	競争倍率(倍)
一般事務	37	27	2	1	27.0
計	37	27	2	1	27.0

#### カ 採用試験の実施日程

試験の種類	試験公告日	受付期間	第1次試験日	第1次試験合格発表日	第2次試験日	最終合格発表日
上級試験	5月9日	5月9日から5月22日まで	6月25日	7月12日	7月30日から8月14日まで	9月1日

中級試験	7月14日	7月14日から 7月28日まで	9月24日	10月6日	10月22日から 11月1日まで	11月16日
初級試験	7月14日	7月14日から 7月28日まで	9月24日	10月6日	10月22日から 11月1日まで	11月16日
警察官A (臨時)	4月11日	4月11日から 4月24日まで	5月14日	5月19日	6月3日から 6月16日まで	7月13日
警察官A	5月9日	5月9日から 5月22日まで	7月9日	7月20日	9月2日から 9月19日まで	10月19日
警察官B	7月14日	7月14日から 7月28日まで	10月15日	10月27日	11月11日から 11月28日まで	12月21日
身体障害者を対象と した採用選考試験	7月14日	7月14日から 7月28日まで	10月15日	10月27日	11月10日から 11月17日まで	12月21日

## (2) 採用選考の状況

職員の任用に関する規則に基づき、人事委員会が実施した採用選考の状況である。

### 採用選考の状況（平成18年度）

職 種	選 考 申 請 人 数						選考承認人数
	知事部局	教育委員会	警察本部長	病院事業局	その他	合 計	
部長級	1					1	1
統括監級	1					1	1
課長級	3	2	4			9	9
班長級	1					1	1
主査級	1	4				5	5
主事	2					2	2
科部長				3		3	3
科副部長				1		1	1
医長				14		14	14
主任技師	1					1	1
医師	2			42		44	44
看護師				71		71	71
薬剤師	5			4		9	9
臨床検査技師				1		1	1
診療放射線技師	1			2		3	3
理学療法士				1		1	1
獣医師	8					8	8
学校栄養職員		3				3	3
研究員			1			1	1
研究主事		1				1	1
主任専門職員		1				1	1
渉外事件調査員			3			3	3
計	26	11	8	139		184	184

## (3) 昇任試験の実施状況

職員の任用に関する規則に基づき、警察本部長が実施した昇任試験の状況である。

昇任試験の実施状況（平成18年度）

試験の種類		受験資格		試験日	申込者数	受験者数	第1次合格者	最終合格者	競争倍率	
巡査部長	一般	大学卒業者	巡査の階級に2年以上在級している者	1次 平成18年6月10日	421	421	109	68	6.19	
		短大卒業者	巡査の階級に3年以上在級している者							
		その他	巡査の階級に4年以上在級している者							
	専門	大学卒業者	巡査の階級に8年以上在級している者	2次 平成18年6月26日						
		短大卒業者	巡査の階級に10年以上在級している者							3次 平成18年7月27日及び平成18年7月28日
		その他	巡査の階級に12年以上在級している者							
警部補	一般	大学卒業者	巡査部長の階級に2年以上在級している者	1次 平成18年4月29日	382	382	82	46	8.30	
		短大卒業者	巡査部長の階級に3年以上在級している者							
		その他	巡査部長の階級に4年以上在級している者							
	専門	巡査部長の階級に8年以上在級し、かつ、年齢35歳以上の者	2次 平成18年5月17日							
警部	一般	警部補の階級に4年以上在級している者		3次 平成18年6月27日及び平成18年6月28日						
	専門	警部補の階級に8年以上在級している者		1次 平成18年4月8日	281	281	78	20	14.05	
2次 平成18年4月19日	3次 平成18年6月13日及び平成18年6月14日									

(4) 昇任選考の状況

職員の任用に関する規則に基づき、人事委員会が実施した昇任選考の状況である。

昇任選考の状況（平成18年度）

職種	選考申請人数										選考承認人数
	知事局	議事会	選挙管理委員会	代表監査委員	教員委員会	人事委員会	警察本部長	企業局	病院局	合計	
部長級	4	1					1			6	6
統括監級	12	1			4		7			24	24
課長級	30	1			7		17	1		56	56
班長級	82				21		12	5	3	123	123

主査級	48	2	2		32		8		5	97	97
主任技師	21				1			9	10	41	41
主任研究員	15									15	15
主任保健師	6									6	6
研究主幹	6									6	6
医療部長									2	2	2
病院長									2	2	2
副院長									1	1	1
科部(副)長									11	11	11
医長									20	20	20
看護主幹									4	4	4
科技師(副)長									1	1	1
主任看護師									10	10	10
助教授	1									1	1
学校栄養主査					2					2	2
主任専門員					1					1	1
渉外事件調査官							1			1	1
一等航海士					1					1	1
船長					1		1			2	2
計	225	5	2	0	70	0	47	15	69	433	433

## 2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

地方公務員法の規定に基づき、人事委員会が実施した報告及び勧告の状況である。

### 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

(平成18年度)

報告及び勧告の年月日	報告及び勧告の内容	実施状況
平成18年10月5日	<p>報告</p> <p>1 給与改定について</p> <p>(1) 給料表 給料表については、職員給与が民間給与をわずかに下回るものの較差が極めて小さいこと、また、国及び他の都道府県の給与水準との均衡等を総合的に勘案し、改定を行わないことが適切である。</p> <p>(2) 地域手当 特定業務等従事任期付職員のうち特定業務等従事任期付職員医療職給料表(1)の適用を受ける職員については、沖縄県職員の給与に関する条例に規定する医療職給料表(1)の適用者が医師等に係る地域手当の特例措置が適用されていることとの均衡を考慮し、同特例措置を適用させる必要がある。</p> <p>(3) 特殊勤務手当 特殊勤務手当については、手当の支給実績が極めて低いもの、社会情勢の変化等により特殊性が薄れてきているもの等、業務の実態を精査して所要の見直しを行う必要がある。併せて、同手当の法形式については、人事委員会規則から条例に改めることが適切である。</p> <p>(4) 期末手当及び勤勉手当 期末手当及び勤勉手当については、県内に勤務する国家公務員及び他の都道府県との均衡、また、民間においては昨年水準を概ね維持していることなどその他諸事情を総合的に勘案し、改定を行わないことが適切である。</p> <p>2 給与構造の改革について</p> <p>(1) 管理職手当</p>	

管理職手当については、年功的な給与処遇を改め、管理職員の職務・職責を端的に反映できるよう、定率制から定額制へ移行する必要がある。

(2) 地域手当の支給割合は、平成22年3月31日までの間は、地域手当の級別区分ごとに人事委員会規則で定める暫定的な支給割合としており、国の改定に合わせ平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間の支給割合を改定する必要がある。

(3) 扶養手当については、我が国全体としての少子化対策の推進に配慮した人事院勧告における同手当の改定の趣旨を踏まえ、改定する必要がある。

(4) 勤務実績の給与への反映については、昨年の報告において言及した給与制度見直しの趣旨を踏まえ、引き続き職員の勤務実績が的確に反映される給与制度の整備に努め、その導入について準備を進める必要がある。

(5) 実施時期等  
管理職手当、地域手当及び扶養手当の改定は、平成19年4月1日から実施する。  
なお、管理職手当については、定額化後の管理職手当が平成19年3月31日に受けていた同手当の額に達しない職員に対して、必要な経過措置を講ずることとする。

### 3 公務運営について

(1) 公務員を取り巻く環境が大きく変化する中で、職員が意欲を持って業務を遂行するためには能力・実績に基づく人事管理を推進しなければならない。  
新たな人事評価制度では、職務遂行の過程において発揮された能力、意欲、姿勢等を適正に評価し、職員の職務遂行能力や勤務実績を的確に把握することが基本となる。  
その実施にあたっては試行を行い、職員をはじめ関係者の意見等を踏まえながら、試行結果について十分に検証し、実効性のある制度の着実な実施に向けて取り組む必要がある。

(2) 地方分権の進展に伴い、様々な行政課題の確かつ効率的に対応して行くためには、人材の確保が肝要である。  
公務部内では対応が難しい高度で専門的な知識・経験を有する者の採用や時限的な業務等に対応していくため、任期付職員等の採用等多様な人材の確保を検討していく必要がある。

(3) より簡素で効率的な行政サービスを提供していくためには職員の資質向上が重要である。  
各任命権者は、職員の広い視野の醸成、企画立案能力及び政策的形成能力等の養成のため、計画的に職員研修を実施しているところであるが、地方公共団体は研修に関する基本的な方針を定め、地方公共団体の長は各任命権者と協議して、早急に研修基本方針の策定に取り組む必要がある。

(4) 総実勤務時間の短縮については、職員の健康を保持し、公務効率の向上を図る観点から、これまでも積極的に取り組んできたところであるが、依然として大きな改善が見られないところである。  
今後とも、引き続き事務事業の見直しによる業務の効率化の執行に努めつつ、職員一人一人の意識改革を促すとともに、年次休暇等の各種休暇を取得しやすい職場環境の整備に、一層取り組む必要がある。

(5) 職員の心の健康管理対策については、平成16年度に「職員の心の健康づくり計画」を策定し、心の健康の保持増進のための基盤整備、職場環境改善、相談体制の充実、復職支援など様々な取り組みがなされているところであるが、職務内容の複雑・高度化等に伴いストレスが増大する状況にあることから、これまでの取組状況や厚生労働省の「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等を踏まえ、その取組を更に強化する必要がある。

また、職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進するため、職場における安全衛生管理体制等をより充実させ、その活動の活性化を図る必要がある。

(6) 女性職員の登用については、これまでも幅広い職務経験の付与、計画的な育成及び職域の拡大等に努めてきたところであるが、今後も引き続き取り組む必要がある。  
また、男女共同参画社会の推進、次世代育成支援の観点等から特定事業主行動計画を具体的に推進するプログラムの着実な実施に取り組む必要がある。

(7) 行政に対する県民の信頼を確保するためには、職員一人一人が県民全体の奉仕者としての自覚を持ち、厳正な服務規律の下、高い倫理観や使命感を保持し続けることが肝要である。  
そのため、管理者による注意喚起や職員倫理規程の周知、研

「懲戒処分の指針について」  
(平成18年12月1日付総務部長

	<p>修の実施等により綱紀肅正に万全を期するとともに、各任命権者においては懲戒処分の指針を策定するなど公務員倫理の確立に努める必要がある。</p> <p>人事院においては、本年の勧告と併せて育児のための短時間勤務制度や自己啓発等休業制度の導入についての意見の申し出を行ったところである。今後、本県においても、働きやすい勤務環境の整備を図る観点から、制度導入に関する法整備の状況、国や他都道府県の動向等に留意する必要がある。</p> <p>勧告</p> <p>1 改定の内容</p> <p>(1) 沖縄県職員の給与に関する条例の改正</p> <p>ア 管理職手当について 管理職手当の月額、職員の職務の級における最高の号給の給料月額100分の25を超えてはならないこと。</p> <p>イ 扶養手当について 配偶者以外の扶養親族に係る手当の月額（職員に扶養親族でない配偶者がある場合又は職員に配偶者がいない場合の1人に係る手当の月額を除く。）を各1人につき6,000円とすること。</p> <p>(2) 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例に規定する特定業務等従事任期付職員のうち特定業務等従事任期付職員医療職給料表(1)の適用を受ける職員について、沖縄県職員の給与に関する条例第14条の規定が適用されるようにすること。</p> <p>2 改定の実施時期 (1)の改定は平成19年4月1日から実施し、(2)の改定はこの勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。</p> <p>3 経過措置 (1)のアについては、この改定に伴い、所要の経過措置を講ずること。</p>	<p>通知) 「懲戒処分等公表の指針について」(平成19年3月20日付総務部長通知)</p> <p>勧告どおり実施</p>
--	---	---

### 3 勤務条件に関する措置の要求の状況

地方公務員法第47条の規定に基づき、職員が勤務条件に関する措置の要求をした状況である。

#### 勤務条件に関する措置の要求の状況

(平成18年度)

区分	前年度未現在未処理件数	措置要求件数	処理件数	措置の状況		年度未現在未処理件数
				前年度未現在未処理件数に係る処理件数	今年度の措置要求件数に係る処理件数	
県分	給与	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	勤務時間	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	休暇	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	その他	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	1 (1)
	計	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	1 (1)
市町村等分	給与	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	勤務時間	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	休暇	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	計	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

合 計	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)
-----	----------	----------	----------	----------	----------	----------

備考1 件数は、措置要求をした個々の職員1人をもって1件とし、数人の職員が共同で措置要求した場合も職員1人をもって1件としている。また、1人の職員が2以上の異なる区分について同時に措置要求した場合は、それぞれを1件としている。

2 「措置要求件数」は、人事委員会に対して措置要求がなされたものすべての件数である。

3 「処理件数」には、措置要求が適法要件を欠くため、実体審理に入らないで不受理（却下）としたものも含む。

4 各欄の括弧書は事案数を計上し、審理の過程において併合が行われた場合には1事案とし、分離が行われた場合にはそれぞれを1事案としている。

#### 4 不利益処分に関する不服申立ての状況

地方公務員法第50条の規定に基づき、職員の懲戒その他その意に反する不利益な処分についての不服申立てをした状況である。

#### 不利益処分に関する不服申立ての状況

(平成18年度)

区 分	前年度末現在 未 処 理 件 数	不服申立て 件 数	処 理 件 数	前年度末現在	今年度の不服	年度末現在
				未 処 理 件 数 に 係 る 処 理 件 数	申 立 て 件 数 に 係 る 処 理 件 数	
県 分	分限処分	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	懲戒処分	1 (1)	1 (1)	2 (2)	1 (1)	0 (0)
	転 任	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	そ の 他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	計	1 (1)	1 (1)	2 (2)	1 (1)	1 (1)
市 町 村 等 分	分限処分	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	懲戒処分	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	転 任	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	そ の 他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	計	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合 計	1 (1)	1 (1)	2 (2)	1 (1)	1 (1)	0 (0)

備考1 件数は、不服申立てをした個々の職員1人をもって1件としている。

2 「不服申立て件数」は、人事委員会に対して不服申立てがなされたものすべての件数である。

3 「処理件数」には、不服申立てが適法要件を欠くため、実体審理に入らないで不受理（却下）としたものも含む。

4 各欄の括弧書は事案数を計上し、審理の過程において併合が行われた場合には1事案とし、分離が行われた場合にはそれぞれを1事案としている。